

○垂井町提案型協働事業実施要綱

平成28年4月1日

告示第47号

(趣旨)

第1条 この要綱は、垂井町まちづくり基本条例(平成22年垂井町条例第1号。以下「条例」という。)の基本理念に基づき、協議会、住民活動団体等(以下「団体」という。)から提案された、多様化する地域課題や社会的課題の解決及び地域の特性を活かしたまちづくりに関する事業を、垂井町(以下「町」という。)と協働して取り組むことについて、必要な事項を定めるものとする。

(事業種別)

第1条の2 団体及び町が協働して実施する事業(以下「協働事業」という。)の種別は、次のとおりとする。

- (1) 行政提案型協働事業 町が提示するテーマに対し、団体が持つ技術又は知識を活かした事業提案により実施するもの
- (2) 団体提案型協働事業 団体からの地域の特性を活かした取組又は地域の課題解決に向けた事業提案により実施するもの

(団体の要件)

第2条 協働事業を提案できる団体は、条例第24条の規定に基づき設置した協議会、住民活動団体、NPO、公益法人、自治会、企業等で、次の各号のいずれにも該当する団体とする。

- (1) 町内に主たる事務所及び活動場所があること。
- (2) 5人以上の構成員で組織されていること。
- (3) 組織の運営に関する定款、規約、会則等を定めていること。
- (4) 予算及び決算について、適正な会計処理が行われていること。
- (5) 原則、提案時において1年以上継続して活動し、かつ、引き続き活動が見込まれること。
- (6) 活動の目的が宗教及び政治に関するものでないこと。
- (7) 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある

団体でないこと。

(対象協働事業)

第3条 協働事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

- (1) 町内で実施される公益的な事業であり、団体及び町が協働して取り組むことによって、地域課題又は社会的課題の解決が図られる事業
- (2) 町が現在行っている事業又は新たに団体が企画を立案する事業において、具体的な効果や成果が期待でき、住民サービスの向上が図られる事業
- (3) 協働の役割分担が明確かつ妥当で、協働して実施することにより相乗効果が期待できる事業
- (4) 先駆性、専門性、柔軟性等を活かした新しい視点による事業
- (5) 予算の見積り等が適正である事業
- (6) 団体が実施可能な事業
- (7) 協働のまちづくりの視点から、団体及び町が相互に信頼関係を構築し、共に理解し合いながら意欲的に取り組むことができる事業

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものは対象外とする。

- (1) 営利を目的とするもの
- (2) 特定の個人又は団体のみが利益を受けるもの
- (3) 政治、宗教及び選挙活動に関わるもの
- (4) 施設等の建設及び整備を目的とするもの
- (5) 政策の提案（政策提案のための調査など）
- (6) 学術的な研究事業
- (7) 事業実施を伴わない調査
- (8) 地区住民の交流行事等の親睦会的なイベント
- (9) 国、県及びこれらの外郭団体から他の補助、助成等の資金援助を受けているもの
- (10) 公助良俗に反するもの

(実施期間)

第4条 協働事業の実施期間は、単年度を原則とする。ただし、実施効果が高く協働のまちづくりの推進に有効であると町長が認めた場合は、3年間を上

限として協働事業を実施することができるものとする。

2 前項ただし書に該当する場合は、毎年度、次条に規定する書類を町長に提出するとともに、第6条に規定する審査の対象とするものとする。

(協働事業の提案)

第5条 協働事業を提案しようとする団体（以下「提案団体」という。）は、垂井町（行政・団体）提案型協働事業提案書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添付し、別に指定する期日までに町長に提出するものとする。

- (1) 垂井町提案型協働事業計画書（別記様式第2号）
- (2) 垂井町提案型協働事業収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 団体の概要書（別記様式第4号）
- (4) 団体の定款、規約、会則等
- (5) 役員及び会員名簿
- (6) 団体の前年度活動報告書
- (7) 団体の前年度収支決算書
- (8) 団体の法人住民税納税証明書（納税義務のない団体は不要）
- (9) その他町長が必要と認めるもの

(審査)

第6条 町長は、前条の規定により提案書の提出があったときは、協働事業の適否についての審査を行うため垂井町住民協働活動審査会（以下「審査会」という。）に諮らなければならない。

2 審査会は、団体及び当該事業の所管課が行う公開プレゼンテーションにより提案された協働事業の採択の適否、採択に必要な条件等を決定し、町長に報告するものとする。

(協働事業の決定)

第7条 町長は、前条第2項の規定による報告に基づき、事業実施の可否について決定し、提案団体に対し審査結果通知書（別記様式第5号）により通知するものとする。

2 町長は、協働事業の実施について、必要な条件を付することができる。

(協定書の締結)

第8条 前条の規定により事業実施の対象となった団体（以下「実施団体」と

いう。)及び町は、具体的な役割分担を協議し、事業実施に当たっての基本的事項、役割分担、個人情報保護の遵守等を明示した協定書を締結するものとする。

2 実施団体の代表者は、前項に規定する協定書に基づき、個人情報保護に関する誓約書を町長に提出するものとする。

(補助対象経費)

第9条 補助事業に係る対象経費は別表に定めるとおりとし、予算の範囲内で交付する。

2 行政提案型協働事業の補助金の額は、1事業につき15万円を上限とする。

3 団体提案型協働事業の補助金の額は、1事業につき10万円を上限とする。

(補助金の交付申請)

第10条 実施団体は、前条の規定による補助金の交付を受けようとするときは、垂井町提案型協働事業補助金交付申請書(別記様式第6号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の決定及び通知)

第11条 町長は、前条に規定する申請があったときは、速やかに交付を決定し、実施団体に対し交付決定通知書(別記様式第7号)により通知する。

(補助金の交付請求)

第12条 前条に規定する通知を受けた実施団体は、垂井町提案型協働事業補助金交付請求書(別記様式第8号)を町長に提出するものとする。

(事業内容の変更等)

第13条 実施団体は、事業の内容を変更又は中止しようとする場合は、垂井町提案型協働事業変更(中止)申請書(別記様式第9号)を、速やかに町長に提出するものとする。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

2 町長は、前項の規定により申請があったときは、その可否を書面にて実施団体に通知するものとする。

3 実施団体は、当該事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告及び調査)

第14条 町長は、実施団体に対し、当該事業の実施状況について、聴取及び調査を必要に応じて行うことができる。

(実績報告)

第15条 実施団体は、事業完了の日から30日以内に、垂井町提案型協働事業実績報告書（別記様式第10号）、垂井町提案型協働事業収支決算書（別記様式第11号）及び別に定める自己評価シートを町長に提出しなければならない。

2 実施団体は、当該団体の事業年度終了後90日以内に、団体の事業報告書及び収支決算書を町長に提出しなければならない。

3 実施団体は、第9条の規定により交付を受けた補助対象経費に余剰が発生した場合は、その余剰金を町へ返還しなければならない。

(報告会)

第15条の2 町長は、協働事業の実施団体による事業報告会（以下「報告会」という。）を公開により実施する。

2 町長は、前項の報告会に、協働事業を所管する課の職員の出席を求め、意見を聴取することができる。

(情報公開等)

第16条 町長は、第5条の規定による提案の概要及び第7条の規定による提案団体の名称等について、広報たるいへの掲載その他町長が適当と認める方法により公表することができる。

(書類、帳簿等の整備及び保存)

第17条 実施団体は、当該事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、事業実施年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日告示第55号）

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の垂井町提案型協働事業実施要綱は、この要綱の施行の日以後に提案された事業から適用し、同日前に提案された事業については、なお従前の例による。

附 則（令和4年3月31日告示第53号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第50号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第9条関係）

費目	対象となるもの
賃金	事業に従事させたスタッフの賃金等 ※他の事業と併用して行う場合のスタッフの賃金等は除く。
報償費（謝礼）	講師謝礼等 ※スタッフの役務の提供等に係る謝礼は除く。
旅費（交通費）	講師等の移動に係る旅費、スタッフの交通費等
消耗品費	事業に直接必要とされる用紙・文具等の購入費等
食糧費	講師の食事代（弁当等）、会議用湯茶等 ※スタッフ個人の飲食代、懇親会費用は除く。
印刷製本費	チラシ、パンフレットの作成、資料等の複写・印刷費等
通信運搬費	郵便料（切手・はがき）、物品の宅配便等 ※団体の電話料金、インターネット通信代は除く。
保険料	講師、ボランティアスタッフ、事業参加者のための保険料
使用料及び賃借料	会場使用料、車輛・機械器具等の借上げ・リース料 ※団体が使用している施設等の使用料は除く。
備品購入費	借上げ・リースによる対応が困難で、事業を実施するため必要な備品の購入に係る費用 ※パソコン、カメラ等他の事業に転用できる家電製品等は除く。
その他	上記の対象経費以外で、特に必要と認める経費

別記

様式第1号（第5条関係）

## 垂井町（行政・団体）提案型協働事業提案書

年 月 日

垂井町長 様

所在地

団体名

提案者

代表者名

電話番号

（行政・団体）提案型協働事業を実施したいので、垂井町提案型協働事業実施要綱第5条の規定により関係書類を添えて提案します。

事業の名称 \_\_\_\_\_

### 添付書類

- 垂井町提案型協働事業計画書（様式第2号）
- 垂井町提案型協働事業収支予算書（様式第3号）
- 団体の概要書（様式第4号）
- 団体の定款、規約、会則等
- 役員及び会員名簿
- 団体の前年度活動報告書（任意様式）
- 団体の前年度収支決算書（任意様式）
- 団体の法人町民税納税証明書（納税義務のない団体は不要）



様式第3号（第5条関係）

## 垂井町提案型協働事業収支予算書

\_\_\_\_\_年度

\_\_\_\_\_団体名

事業の名称	
-------	--

収	科 目	金 額 (円)	内 訳・積 算
入			
	収入合計 (A)		

  

支	科 目	金 額 (円)	内 訳・積 算
出			
	支出合計 (B)		

  

収入支出差額 (A) - (B)		
------------------	--	--

添付書類

- 1 受益者負担（収入）がある場合は、内訳などがわかるもの
- 2 単価表や見積書など積算の根拠となったもの

## 団 体 の 概 要 書

団体名	
代表者	氏 名 _____ 住 所 _____ 電話番号 _____ ファクシミリ _____ E-mail _____
事務責任者 連絡先 ※代表者と異なる 場合のみ記入	氏 名 _____ 住 所 _____ 電話番号 _____ ファクシミリ _____ E-mail _____
設立年月日	年 月 日（活動歴 年）
団体の目的	
会員数	人
活動実績	
これまでに受けた 助成金等の実績 (過去5年分)	

※団体の活動内容、事業実績がわかる資料を添付してください。

様式第5号（第7条関係）

年 月 日

様

垂井町長



## 審 査 結 果 通 知 書

貴団体よりご提案いただきました提案型協働事業について、下記のとおり決定しましたので、垂井町提案型協働事業実施要綱第7条の規定により通知します。

記

- 1 事業区分 (行政・団体) 提案型協働事業
- 2 事業の名称
- 3 審査結果 可・否
- 4 町が負担する額 金 円也
- 5 実施条件

様式第 6 号 (第 10 条関係)

年 月 日

垂井町長 様

所在地

実施団体 団体名

代表者名

## 垂井町提案型協働事業補助金交付申請書

年 月 日付け採択を受けました提案型協働事業について、下記のとおり補助金の交付を受けたいので、垂井町提案型協働事業実施要綱第 10 条の規定により申請します。

### 記

- 1 事業区分 (行政・団体) 提案型協働事業
- 2 事業の名称
- 3 採択された金額 金 円也

#### 添付書類

- 垂井町提案型協働事業計画書 (様式第 2 号)
- 垂井町提案型協働事業収支予算書 (様式第 3 号)

※提案時と変更があった場合のみ添付すること。

様式第7号(第11条関係)  
垂井町指令第 号

団体名

代表者名

年 月 日付けで申請のあった、 年度(行政・団体)提案型協働事業補助金として、  
金 \_\_\_\_\_ 円を交付する。

事業の名称 \_\_\_\_\_

年 月 日

垂井町長



様式第 8 号 (第 12 条関係)

年 月 日

垂井町長 様

所在地

実施団体 団体名

代表者名

## 垂井町提案型協働事業補助金交付請求書

年 月 日付け、垂井町指令第 号で交付決定を受けました提案型協働事業について、  
下記のとおり、垂井町提案型協働事業実施要綱第 12 条の規定により請求します。

記

1 事業の名称

2 請求額 金 也

金融機関名 (支店名)

預金種別 (普通・当座)

振込先

口座番号

ふりがな  
口座名義人

様式第9号（第13条関係）

年 月 日

垂井町長 様

所在地

実施団体 団体名

代表者名

## 垂井町提案型協働事業変更（中止）申請書

年 月 日付け、垂井町指令第 号で決定を受けました提案型協働事業について、下記のとおり事業を変更（中止）したいので、垂井町提案型協働事業実施要綱第13条の規定により申請します。

### 記

- 1 事業の名称
- 2 変更（中止）の事由
- 3 変更内容（変更の場合のみ）

様式第 10 号 (第 15 条関係)

## 垂井町提案型協働事業実績報告書

年 月 日

垂井町長 様

所在地

団体名

提案者

代表者名

電話番号

(行政・団体) 提案型協働事業の実績を、次のとおり報告します。

事業の名称	
事業費	金 円 (様式第 11 号参照)
事業概要	

※事業の執行状況がわかる資料を添付してください。

様式第 1 1 号 (第 1 5 条関係)

### 垂井町提案型協働事業収支決算書

\_\_\_\_\_年度

\_\_\_\_\_団体名

事業の名称	
-------	--

収	科 目	予算額 (円)	収入済額 (円)	内訳・積算
入				
	収入合計 (A)			
支	科 目	予算額 (円)	支出済額 (円)	内訳・積算
	賃金			
	報償費			
	旅費			
	消耗品費			
	食糧費			
	印刷製本費			
	通信運搬費			
	保険料			
出	使用料及び賃借料			
	備品購入費			
	支出合計 (B)			
収入支出差額 (A) - (B)				

別記様式第 1 号 (第 5 条関係)

様式第 2 号 (第 5 条関係)

様式第 3 号 (第 5 条関係)

様式第 4 号 (第 5 条関係)

様式第 5 号 (第 7 条関係)

様式第 6 号 (第 10 条関係)

様式第 7 号 (第 11 条関係)

様式第 8 号 (第 12 条関係)

様式第 9 号 (第 13 条関係)

様式第 10 号 (第 15 条関係)

様式第 11 号 (第 15 条関係)